平成30年第2回(6月)大磯町議会定例会

議 案 第 46 号 説 明 資 料

平成30年6月15日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

改正概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••••1~2
参考 用語の解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • 2
新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • 3
	税務課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

平成30年度税制改正大綱に基づく平成30年度地方税制度の改正の一環として、集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時かつ異例の措置が実施されることとなり、当該措置の実現のため、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が公布され、生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日(平成30年6月6日)に施行されました。

ついては、固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に関し必要な事項を定めるため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資への支援に係る固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に関する規定の追加(附則第43項関係)

ア 中小企業の設備投資への支援の概要

(ア) 対象となる償却資産

生産性向上特別措置法に規定する市町村の「導入促進基本計画」(※1)に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして市町村の認定を受けた中小事業者等の「先端設備等導入計画」(※2)に規定された一定の機械・装置等(※3)であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、「先端設備等導入計画」の認定後から平成33年3月31日までの間において取得される、新品であるものが対象となります。

(イ) 課税標準の特例

対象となる償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格に零(ゼロ)以上2分の1以下の範囲内において「市町村の条例で定める割合」を乗じて得た額とする措置を講じるものです。

イ 本町における特例率

中小事業者等は、市町村が「市町村の条例で定める割合」を零(ゼロ)とした場合において、国の関連補助金に関し、その点を加味した優先採択を受けることができることから、本町における「市町村の条例で定める割合」を零(ゼロ)とします。

(2) 施行日

この条例の公布の日とします。

3 参考 用語の解説

- ※1 「導入促進基本計画」とは、市町村が国の導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進の目標、先端設備等の種類、計画期間等を定め、国の同意を受けて 策定する計画をいいます。
- ※2 「先端設備等導入計画」とは、中小事業者等が設備投資を通じて労働生産性の 向上を図るために策定する計画をいいます。
- ※3 「一定の機械・装置等」とは、次の①から③までの要件を全て満たすものをいいます。
 - ① 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
 - ② 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
 - 機械・装置 10年以内
 - ・ 測定工具・検査工具 5年以内
 - ・ 器具・備品 6年以内
 - ・ 建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る。) 14年以内
 - ③ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める以上であるもの
 - 機械・装置 160万円
 - ・ 測定工具・検査工具 30万円
 - 器具・備品 30万円
 - ・ 建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る。) 60万円

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 省略	目次 省略
第1章~第5章 省略	第1章~第5章 省略
附則	附則
1~42 省略	1~42 省略
(固定資産税の課税標準の特例)	
43 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。	
<u>附 則</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	